

食品関連調達基準に関する過去イベント比較 及び東京2020大会における概要等

公益社団法人
2025年日本国際博覧会協会
企画局 持続可能性部

2022年7月19日

食品関連（農・畜・水産物、パーム油）調達基準 過去イベント比較

ミラノ万博2015	ドバイ万博2020	東京2020大会
グリーン調達ガイドライン（GP）	サプライヤー行動規範、持続可能なオペレーションに関するExpo 2020 RISE ガイドライン	持続可能性に配慮した調達コード（第3版）
食品・飲料	食品・飲料	農産物、畜産物、水産物、パーム油
ミラノ万博参加者が自主的に取り組むための環境基準を示したもの。 ● <u>キークライテリア（重要検討事項）</u> 原材料のうち、一定の割合をオーガニックとする。 ● <u>リーディングクライテリア（ベストプラクティス）</u> オーガニック以外はUNI 11233:2009（統合生産基準）やEU589/2008（放飼いで飼育された鶏の卵）に準拠	ドバイ万博に提供される製品及びサービスのサプライヤーの必要要件を示したもの。 ● <u>必須要件（Control）</u> ・ UAEからの調達15%以上、GCC外からの調達80%未満。 ・ 果実、野菜、乳製品、肉、魚の25%以上を認定されたオーガニック認証品にする。 ※いずれもエスニック食品に例外あり ● <u>推奨事項（Guide）</u> ・ パーム油を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRSPO認証取得品とする。 ・ 大豆を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRTRS認証取得品とする。	組織委員会が調達する物品・サービス、ライセンス商品（パートナー企業から調達するものを含む）の基準を定めたもの。 ● <u>基準</u> ・ 農・畜・水産物、パーム油に関して、それぞれ詳細に策定。それらを満たすものとして認証等。 ※詳細：P4以降

【参考】 ミラノ万博2015における食品関連調達ガイドラインの概要

ガイドライン名	グリーン調達ガイドライン（GP）
対象物	食品（飲食及びケータリング）
対象者	ミラノ万博参加者（万博出展団体、サプライヤー、スタッフ、サービスプロバイダー）
概要	GPは持続可能なイベントの実施に貢献するため、ミラノ万博参加者が自主的に取り組むための環境基準を示したもの。ミラノ万博参加者は、一般法及び特別法に基づきイタリア及びBIE（博覧会国際事務局）との同意書の内容に準拠する。また、ミラノ万博参加者は動植物の絶滅危惧種の国際取引（CITES）に準拠する。GPは原料調達にかかる調達プロセスの全てのステージ（サプライヤーの選定、技術的な仕様、サプライヤーの評価、契約、監査及びサプライヤーのパフォーマンス、継続的な契約管理の改善）を含む。 GPは国際/EUレベルの法規制（EUグリーン調達、EUエコラベル、その他）と国レベル（CAMや地方）の法規制等を元に作成されている。 環境基準は2つのカテゴリーからなる。(1)キークライテリア：各カテゴリーのサプライヤーが検討しなければならない、もっとも重大な環境への影響を特定するもの。(2)リーディングクライテリア：ベストプラクティス 飲食・ケータリング基準（抜粋） ●キークライテリア：原材料のうち、次の重量比を有機農法で製造されたものとする（乳製品 40%/肉類15%/卵40%/魚介類・養殖物20%/野菜、果物 40%）証明として、コミュニティまたは国のオーガニックラベルを認める。魚類等：EU 710/2009 および Forest Marine Stewardship ラベルまたは同等のラベルを追加。EU域外は適合宣言書の提出、等 ●リーディングクライテリア：オーガニック以外はUNI 11233:2009（統合生産基準）やEU589/2008（放飼いで飼育された鶏の卵）に準拠する。第三者認証されたカーボンフットプリント（PAS2050:2011やISO14067 等）、等

【参考】 ドバイ万博2020における食品関連調達ガイドラインの概要

ガイドライン名	サプライヤー行動規範、持続可能なオペレーションに関するExpo 2020 RISEガイドライン
対象物	食品・飲料
対象者	ドバイ万博2020、その請負業者、コンサルタント、および関連会社のサプライヤー※ ※サプライヤーとは、万博に必要なマテリアル／商品／サービス／作品を提供する外部の当事者。これには、当該事業者の親会社、関連会社、子会社、代理人、代表者、主たる事業者及び当該事業者が万博に要求される材料、商品、サービス、作品に関連して使用するその他の事業、名称、商号が含まれる。
概要	Expo 2020 RISEはドバイ万博に提供される製品及びサービスのサプライヤーの必要要件を示したもの。 必須要件はControl（C）、推奨事項はGuides（G）とし、各項目にそれぞれCとGを定めている。 サプライヤーは、ドバイ2017行動規範及びExpo 2020方針に準拠することが前提となる。 飲食基準（抜粋） 文化や習慣への配慮を示すこと。地元食材やオーガニック製品の選択を推奨。環境への影響を配慮し、フードロスを85%削減すること。衛生基準を満たすこと。エネルギー、水、廃棄物削減計画を示すこと。これらの参考として、以下を挙げている。 ・ UAEオーガニックフード規制 ・ 持続可能なパーム油の円卓会議（RSPO） ・ 持続可能な大豆の円卓会議（RTRS） 必須要件（Control） ●UAEからの調達15%以上、GCC外からの調達80%未満。 ●果実、野菜、乳製品、肉、魚の25%以上を認定されたオーガニック認証のものにする ※いずれもエスニック食品に例外あり 推奨事項（Guide） ●パーム油を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRSPO認証を取得したものとする。 ●大豆を含む製品の使用を避ける。使用する場合はRTRS認証を取得したものとする。

対象

- 農産物の**生鮮食品**（米穀、麦類、雑穀、豆 類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。））、きのこ類、山菜 類及びたけのこ）
- 農産物を主要な原材料とする**加工食品**

※サプライヤーは**生鮮食品**については**調達基準を満たすものを調達**すること、**加工食品**については調達基準を満たすものを**可能な限り優先的に調達**すること

以下を満たすものの調達を行わなければならない

- ①**食材の安全性が確保されていること**
- ②**周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動が確保されていること**
- ③**作業者の労働安全が確保されていること**

上記①～③について日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていることが必要

上記①～③を満たすものとして認められるもの

- **ASIAGAP、GGAP認証品**
- 上記認証以外：農水省の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠し、**都道府県等公的機関による第三者の確認を受けていることが示されたもの**
- その他、**組織委員会が認める認証スキーム** →
- **海外産の農産物で、上記①～③を満たすことの確認が困難なものは、フェアトレードの取組によるもの等、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達**

- ・ JGAP
- ・ 有機JAS認証の審査項目に加えてGAPガイドラインの差分項目を確認する方法
- ・ 一次生産のSQF食品安全コード
- ・ 米国持続可能な大豆保証プロトコル
- ・ 国際フェアトレード認証
- ・ レインフォレスト・アライアンス認証
- ・ 責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）認証
- ・ パイナップル、マンゴー、ドラゴンフルーツの適正農業規範（TGAP）2020PLUS 等

※推奨：有機農業物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産等国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物、国産農産物

対象

- 畜産物の**生鮮食品**（食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む））
- 畜産物を主要な原材料とする**加工食品**

※サプライヤーは**生鮮食品**については**調達基準を満たすものを調達**すること、**加工食品**については調達基準を満たすものを**可能な限り優先的に調達**すること

以下を満たすものの調達を行わなければならない

- ①**食材の安全が確保されていること**
- ②**環境保全に配慮した畜産物生産活動が確保されていること**
- ③**作業者の労働安全が確保されていること**
- ④**快適性に配慮した家畜の飼養管理のため、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること**

上記①～③について日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていることが必要

上記①～④を満たすものとして認められるもの

- **JGAP、GGAP認証品**
- 上記認証以外：**GAP取得チャレンジシステム**に則って生産され第三者により確認を受けているもの
- その他、**組織委員会が認める認証スキーム**
一次生産のSQF食品安全コード、LPA（家畜生産保証制度）、NFAS（全国肥育場認定制度）
- **海外産の畜産物で上記①～④を満たすことの確認が困難なものは、組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達**

※推奨：国産畜産物、有機畜産物、農場HACCP、エコフィード、放牧畜畜産実践農場等

対象

- 水産物の**生鮮食品**（魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。））、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。））

- 水産物を主要な原材料とする**加工食品**

※サプライヤーは**生鮮食品**については**調達基準を満たすものを調達**すること、**加工食品**については調達基準を満たすものを**可能な限り優先的に調達**すること

以下を満たすものの調達を行わなければならない

- ① 漁獲又は生産が、FAO（国際連合食糧農業機関）の「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること
- ② 天然水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること
- ③ 養殖水産物にあつては、科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること

上記①～④を満たすものとして認められるもの

- MEL、MSC、AEL、ASC認証品

- GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）による承認も参考にして、FAO のガイドラインに準拠したものとして組織委員会が認める**水産エコラベル認証スキーム※**により認証を受けた水産物上記の認証以外は、以下のいずれかに該当すること

- (1) 資源管理に関する計画であつて、行政機関による確認を受けたもの
- (2) 漁場環境の維持・改善に関する計画であつて、行政機関による確認を受けたものにより管理されている養殖漁場において生産されたもの
- (3) 上記認証取得を目指し、透明性・客観性をもって進捗確認が可能な改善計画に基づく漁業・養殖業により漁獲または生産される場合を含め、調達基準を満たすことを確認されたもの

※組織委員会が認める認証スキーム
GLOBALGAP、BAP（Best Aquaculture Practices）

- 海外産の水産物で上記①～④を満たすことの確認が困難なものは、組織委員会が認める**持続可能性に資する取組に基づいて生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先的に調達**

※推奨：国産水産物

対象

加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤 製品の原材料として使用されるパーム油

パーム油が含まれる可能性が高い製品例：食用油、インスタント麺、パン、ペストリー、マーガリン、ショートニング、コーヒーフレッシュ、冷凍食品、レトルト食品、ドレッシング、カレールー、フライドチキン、フライドポテト、スナック菓子、チョコレート、クッキー、ビスケット、キャンディ、ケーキ、ドーナツ、アイスクリーム、石鹼、洗剤、トイレタリー製品、シャンプー、ボディソープ、歯磨き粉

持続可能な形で生産されていると認められるため、以下を確保する

- ① 生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること
- ② 農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること
- ③ 農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重され、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていること
- ④ 農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること

サプライヤーは、農園までのトレーサビリティ確保の観点も含め、可能な範囲で使用するパーム油の原産地や製造事業者に関する指摘等の情報を収集し、その信頼性・客観性等に十分留意しつつ、上記①～④を満たさないパーム油を生産する事業者から調達するリスクの低減に活用することが推奨される。

上記①～④の考え方に沿った認証等

- **ISPO、MSPO、RSPO認証** ※適切な流通管理が確保されていることが必要。
- **上記認証以外**
 - ・ 生産現場の改善に資するものとして、使用するパーム油量に相当する**クレジットを購入**する
 - ・ 農園までのトレーサビリティが確保されており、**基準が満たされていることを第三者確認が実施**されたもの
 - ・ 農園までのトレーサビリティが確保されており、**別紙※1にしたがって第三者確認が実施**されているもの
- **その他組織委員会が認める認証スキーム**
 - ・ レインフォレスト・アライアンス認証

※1 別紙（調達基準 4 に関する確認方法）

持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準の 4 については以下のとおりとする。
調達基準 2（①～④）について、第三者が以下の確認を実施する。

- (1) 当該パーム油が生産される農園について、生産国の法令に基づき、農園経営に必要な政府発行の事業許可を受け、関連規則を遵守していることを確認する。
- (2) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、希少な動植物が存在する場合はその保全のための措置が講じられていること、泥炭地や貴重な天然林など保護が必要な森林等がある地域についてはその保全のための措置が講じられていることを確認する。
- (3) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理において、先住民族等の権利に関 する場合は、事前の情報提供に基づく、自由意思による合意形成が図られていることを確認する。
- (4) 当該パーム油が生産される農園の開発・管理及び搾油工場の運営において、児童労働を行わせていないこと、強制労働が行われていないこと、移住労働者を含め、適切な雇用手続きや最低賃金その他労働条件が確保されていること、適切な労働安全対策がとられていることを確認する。

【参考】東京2020大会において認められた主な認証（農・畜産関連）

認証	GGAP	ASIAGAP	JGAP
運営主体	GGAP認定の認証機関（日本はGGAP協議会）	日本GAP協会	日本GAP協会
概要	GAPを証明する国際基準の仕組み。 GFSI認証（青果物）	GFSIから承認を受けたGAP認証制度。アジア共通のGAPのプラットフォームとして位置づけ。	食品安全・労働安全・環境保全・人権福祉など持続可能な農場経営への取組みに関し、日本の標準的な農場にとって必要十分な内容を網羅した基準。
対象	農畜産物（農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェア）	穀物、青果、茶の生産と管理（食品安全、環境保全、労働安全、人権福祉、農場運営、食品偽装対策、食品防御）	野菜、果樹、米、麦、茶、肥料、その他作物（食用、非食用）の食品安全、農場経営、環境保全、労働安全、人権・福祉
認証数	EUのほとんどのスーパーではGLOBALGAPを調達基準とし、その占有率は6～7割。日本ではイオン、コストコ、マクドナルド、テストコ、ウォルマートなどがGLOBALG.A.P.をグローバルな調達基準として採用。	国内ASIAGAP認証農場数2,253（2022年3月）	国内JGAP認証農場数4,934（2022年3月）この数値は家畜・畜産物も含む。青果物は2083、穀物は446、茶は2155、家畜・畜産物は250。

【参考】東京2020大会において認められた主な認証（水産物関連）

認証	MSC	ASC	MEL
運営主体	Marine Stewardship Council イギリス	Aquaculture Stewardship Council オランダ	マリン・エコラベル・ジャパン協議会
概要	水産資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業に関する認証。	環境と社会への影響を最小限にして育てられた養殖の水産物の認証	水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖の生産者と、その生産者からの水産物を加工・流通している事業者を認証する日本発の水産エコラベル。
対象	漁業、流通加工（CoC）	養殖業、流通加工（CoC）	生産段階（漁業）および生産段階（養殖）と流通加工段階（CoC）の3種類。日本の漁業/養殖業が範囲
認証数	世界約100ヶ国で承認・登録されている（2022年HP）。日本での認証数は12漁業、313事業者（流通加工）2022年4月	44か国1,338箇所の養殖場がASC認証を取得（2020年8月）。日本はカキ、ブリ、カンパチ、マス類、ギンザケ、真鯛等の81の養殖場、流通加工では164事業者（2022年3月）。日本の認証取得数は2020年8月時点で世界第6位。	2022年6月9日現在 合計188件 漁業認証 18件 養殖認証 58件 流通・加工段階認証（CoC） 112件

【参考】東京2020大会において認められた主な認証（パーム油関連）

認証	ISPO	MSPO	RSPO
運営主体	インドネシア政府農業省傘下のFoKSBI	マレーシア政府のパーム油認証評議会	持続可能なパーム油のための円卓会議 (RSPO) 様々な国のステークホルダーから成る
概要	持続可能なアブラヤシ農園の経営。インドネシア国内の小規模農家を含むアブラヤシ農園を運営するすべての事業者に対して取得を義務付けている。	持続可能なアブラヤシ農園の経営。マレーシア国内の小規模農家を含むアブラヤシ農園を運営するすべての事業者に対して取得を義務付けている。	WWFの呼びかけに応じたパーム油産業に関わるAarhus United UK Ltd.(英油脂企業)、Migros(スイス小売)、マレーシアパーム油協会、ユニリーバが一堂に会し、持続可能なパーム油に関する議論を始めたことから発展
対象	インドネシアで操業しているすべてのパーム油生産者（大規模なプランテーション企業から小規模農家）	マレーシアで操業しているすべてのパーム油生産者（大規模なプランテーション企業から小規模農家）	パーム油の生産及び流通
認証数	2019年8月27日現在で、約5,185,544 haが認証済。（内訳は、556社、6つの独立農業協同組合と4つの村農業共同組合）	・MSPO認証済みアブラヤシ植栽地帯（2019年4月30日現在）654農園 ・MSPO Part 4で認証された搾油所（2019年4月30日現在）177搾油所 ・サプライチェーン認証を受けた加工施設（2019年4月30日現在）582施設	(2022年4月30日時点) パーム油搾油工場：469 ユニット／工場 生産者：98 メンバー サプライチェーン認証取得企業：3,673社 サプライチェーン認証取得施設：6,323 施設／工場

【参考】 東京2020大会以降の認証等の主な更新内容①

農産物

2022年3月に国際水準GAPガイドラインを策定。共通基盤ガイドラインに基づく食品安全、環境保全、労働安全の3分野のGAPの取組に、国際的にも一般的となっている人権保護及び農場経営管理の分野を追加。

- ASIAGAP: 2020年10月1日総合規則Ver.2.3 7.2(3)判定基準変更(マイナーな変更)
- RTRS (大豆) : 大豆とトウモロコシの責任ある生産 (2021年12月15日) Ver4.0、Ver1.0の変更点
 - ISEALのグッドプラクティスのコードに準拠すること
 - 持続可能性ツールに見合うものであること (説明責任フレームワーク、SDGs、FEFAC)

畜産物

- JGAPの農場用管理点と適合基準 (家畜・畜産物) 2022年更新
- 農場HACCP : 2020年10月1日、2021年3月1日「飼養衛生管理基準チェックリストの改正」
- NFAS (2021年) 非常時の経営に関する管理と教育

水産物

- MSC : 2018年からMSC漁業認証規格の改定中。2022年2月2日のプレスリリースによると、改定案に絶滅危惧種・保護種、シャークフィニング、ゴーストギアに関する新しい要求事項を含む。4月4日までパブコメ受付。承認された場合、以下の要求事項が改善される。
 - 絶滅危惧種・保護種 (ETP種) の新しい分類方法 (特に保護が必要な種や水産資源を特定し適切に審査するために、海洋保護と漁業管理の考え方を組み合わせた分類方法。この改定によって、ETP種に対する漁業の影響を排除もしくは最小限にとどめ、ETP種の個体数を回復させることが期待される。)
 - MSC認証漁業によるシャークフィニング (サメのヒレを取り、残りの部位を海に廃棄する行為) はすでに禁止されているが、MSCの要求事項をさらに強化するために、漁獲対象かどうかにかかわらず、サメと遭遇する可能性のある漁業には例外なく漁獲しないための方針もしくはサメ類のヒレ切り防止 (FNA: Fins Naturally Attached) の方針を取り入れる。
 - 海で紛失または廃棄された漁具、いわゆるゴーストギアに関するMSCの要求事項を強化。海洋生物がゴーストギアによって捕獲されたり絡まってしまったりするリスクを最小限に抑えるため、漁業は、漁具の紛失を防ぎ、紛失や廃棄時の影響を最小化するための管理措置を実施する。
MSC評議員会は2022年6月に新規格の承認に関する最終決定を下す予定。

水産物

- BAP：最新版は魚類・甲殻類養殖認証基準Ver2.4 2017年5月23日。Recirculating Aquaculture System Vanguard Standard 1.0のパブコメ募集（2022年5月5日～7月5日）
- MEL V.2：GSSI承認取得（2019年12月）
- 漁業法改正（2020年12月1日）主な改正点は(1)科学的根拠に基づき、魚種ごとの漁獲可能量と漁獲割り当てを設定、(2)海面利用制度の見直し（漁業権の内容等を海区漁場計画に規定し、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は免許を付与。漁業権者は適切有効に活用する責務を課され、かつ報告の義務付け。漁協などに都道府県の指定沿岸漁業の保全活動を実施）

パーム油

- ISPO：2019－2024年のNational Action Planが発行され、2020年3月に新たな大統領令を発行。主な変更点は、以前は小作農家や自衛農家や再生可能エネルギー向けパーム油製造業者は任意であったが、新たなISPOは全ての農園事業者に義務付けている。
- MSPO：2022年3月に新基準発表。次の2点が追加された。Principle 6 Best Practice、Principle 7 Development of new plantings
- RSPO：最新基準2018年版。5年毎の見直し手続きがあるため次回更新は2023年版発行に向けレビュープロセス中。
- レインフォレストアライアンス：パーム油認証のフェーズアウト（2021年7月） レインフォレストアライアンスのパーム油の認証は2017年に開始されたが、手法の証明方法が複雑すぎることで、そして、実践的でないという課題があった。パーム油の認証による影響や成長が期待したほど見られなかったこと、特にサプライチェーンにおいては動きが遅かったことから、パーム油の認証を2020レインフォレストアライアンス認証プログラムに含めないことを決定。今後は、パーム油についてはランドスケープ、農場及び林業における持続可能な移行の中で取り扱っていく。また、小規模農場等の脆弱なランドスケープにおいては経営、畜産及び農場手法の強化に含める。さらにパーム油のトレーサビリティ、サプライチェーンアセスメント、企業エンゲージメントを含むパーム油業界プラットフォームを通じて、アカウンタビリティ及び透明性を確保する。